○○商店会プレミアム商品券ご利用約款

第１条（約款の趣旨）

○○商店会（以下「当商店会」といいます。）は、○○商店会プレミアム商品券（以下「商品券」といいます。）をこの約款にしたがって扱うものとし、商品券の所持者（以下「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引をしていただきます。

第２条（商品券の発行場所）

お客様は、「○○商店会プレミアム商品券発行所」に指定された場所に限り、商品券を購入することができます。

第３条（商品券が利用できる場合）

１　お客様は、商品券を「○○商店会プレミアム商品券取扱店一覧」に掲載された店舗のほか、「○○商店会プレミアム商品券取扱店」の表示のある○○商店会プレミアム商品券取扱店（以下「取扱店」といいます。）で、券面表示の金額で代金の支払いに利用できます。ただし、当商店会または取扱店が商品券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。

２　商品券をご利用される場合には、つり銭をお返しすることができませんので、あらかじめご容赦ください。

３　商品券をご利用になれる取扱店は、当商店会への取扱店申請や取扱の終了等により、増減することがあります。

第４条（商品券が利用できない場合１）

次の各号における場合には、商品券をご利用いただくことはできません。

(1) 商品券が偽造または変造されたものであるとき。

(2) お客様が商品券を違法に取得したとき、または違法に取得された商品券であることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。

第５条（商品券が利用できない場合２）

１　商品券の破損により証票番号の照合ができないとき、商品券の引換店押印欄に取扱店名印が押印されているとき、または商品券の３分の１以上が滅失しているときは、商品券をご利用いただけませんので、ご了承ください。

２　商品券に記載の有効期限を過ぎたときは、商品券をご利用いただけませんので、ご了承ください。

第６条（商品券の再交付をする場合）

前条の場合において、当商店会が当該商品券が真正に作成されたものであること、および未使用のものであることを確認でき、かつ、商品券の滅失が２分の１未満のときは、お客様は、当商店会が定める方法でその商品券をご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいた上、商品券の再交付をうけることができます。

第７条（商品券を再交付しない場合）

お客様が商品券を盗まれ、または紛失された場合には、再交付しませんのでご了承ください。

第８条（取扱店との関係）

お客様が商品券をご利用された際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、商品券をご利用された当該取扱店舗との間で解決をしていただくものとします。

第９条（換金の原則禁止）

１　商品券は、現金及び金券との引換えはできません。

２　お客様の事情によらずに商品券の利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、当商店会が定める方法で商品券をご提出いただくことにより、券面金額の払戻しを受けることができます。

第１０条（取扱いの変更）

商品券の取り扱いについて、この約款を変更する場合には、当商店会は、一定の予告期間をおいて、周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附　則

この約款は令和○年○月○日から適用します。